

水戸市行財政改革プラン2016 後期実施計画の策定方針

1 策定の趣旨

本市においては、市役所新庁舎や東町運動公園新体育館の完成など、四大プロジェクトが着実に進捗する中、令和2年度には中核市に移行する予定である。一方、今後、人口減少及び高齢化の進行は加速することが予想され、本市をとりまく環境の変化とともに、複雑多様化する市民ニーズへの対応が求められるところである。

このような中、本市は、平成27年度に、第6次総合計画に位置付けた施策を推進する力強さと、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるしなやかさを併せ持った「強くしなやかな行財政運営の構築」を目指して、水戸市行財政改革プラン2016を策定し、全庁を挙げて行財政改革に取り組んできた。

水戸市行財政改革プラン2016は、大綱と実施計画で構成し、大綱は平成28年度（2016年度）から令和5年度（2023年度）までの8年間を計画期間としている。前期実施計画は平成28年度から平成31年度までを計画期間としており、令和2年度（2020年度）から4年間を計画期間とした後期実施計画を策定することとしている。

前期実施計画では、事務権限の拡大、組織、職員定数及び施設の適正管理等を掲げ、中核市移行の推進、土地開発公社の解散など、一定の成果を上げてきたところである。

行政運営を効率化し、資源の有効活用を図るとともに、市民の視点に立った質の高いサービスを提供するため、また、働き方改革など、時代の要請に応じた取組の推進のため、前期実施計画の実績を踏まえた後期実施計画を策定し、さらなる行財政改革に取り組むこととする。

2 行財政改革の基本的な考え方

(1) 改革の基本理念

強くしなやかな行財政運営の構築

行財政改革プラン2016は、重要施策を推進する力強さと、環境の変化や多様化する市民ニーズに柔軟に対応できるしなやかさを併せ持つ『強くしなやかな行財政運営の構築』を目指すことを基本理念としており、後期実施計画においても、引き続き、当該理念に基づき改革を推進する。

(2) 改革の視点

行財政改革プラン2016の五つの改革の柱及び14の推進項目に基づき、後期実施計画を推進する。

なお、14の推進項目に基づく実施項目は、今後の各部推進会議及び職員からの実施項目案の提案を踏まえて、項目を増やすなど検討する。

(改革の視点のイメージ)

基本理念 「強くしなやかな行財政運営の構築」

＜大綱＞（五つの柱と推進項目）

＜実施計画＞（実施項目）

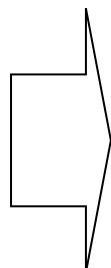
- 1 質の高い市民サービスの提供**
（推進項目）
 - ①市民サービスの見直し
 - ②水戸の魅力の発信及び行政情報提供の充実
 - ③市民意見の反映
 - ④事務権限の拡大

- 2 市民との協働によるまちづくりの推進**
（推進項目）
 - ⑤市民との協働事業の推進

- 3 柔軟な行政運営体制の構築**
（推進項目）
 - ⑥組織、職員定数及び施設の適正管理
 - ⑦事務事業の見直し
 - ⑧民間活力活用の推進

- 4 未来へ向けた財政基盤の構築**
（推進項目）
 - ⑨的確な財政分析
 - ⑩歳出の合理化
 - ⑪歳入の確保

- 5 地方創生時代にふさわしい人材の育成**
（推進項目）
 - ⑫人材の育成
 - ⑬多様な人材の確保
 - ⑭ワーク・ライフ・バランスの推進



詳細な
実施項目

※ 前期実施計画
は、33項目

(3) 計画の位置付け

水戸市行財政改革プラン 2016 は、新たに水戸市の行財政改革を推進するため、次の構成とする。

- ア 大綱・・・行財政改革の理念並びに改革の柱及び推進項目を定める。
- イ 実施計画・・・大綱に基づき、現状・課題、実施内容、スケジュール及び目指すべき成果などを含んだ、各部推進会議が取り組む具体的な**実施項目**を定める。

(4) 改革の実施期間

改革の実施期間は、次のとおり第6次総合計画の計画期間（～令和5年度）と一致させている。

ア 大綱

平成28年度から令和5年度まで・・・・・・・・平成27年度策定

イ 実施計画

前期4年（平成28年度～平成31年度）・・・・・・・・平成27年度策定

後期4年（令和2年度～令和5年度）・・・・・・・・令和元年度策定

(計画期間のイメージ)

年度	28	29	30	31(元)	2	3	4	5
大綱	→							
実施計画	前期			→	後期			
第6次総合計画	→							

3 策定の推進体制

水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画は、行政改革推進本部（本部長：市長）を中心として策定する。

なお、策定に当たっては、以下の推進体制により、多様な意見を取り入れた効果的・効率的な内容とする。

(1) 各部推進会議における実施項目案の作成

各部推進会議において、各部門における課題・問題点を踏まえた実施項目を立案する。

(2) 職員提案の活用による実施項目案の作成

行財政改革に係る職員提案制度を設け、職員の柔軟な発想を生かし、実施項目を立案する。

(3) 行政改革推進委員会の意見の反映

関係機関、団体の役職員及び学識経験者などから構成する附属機関の意見をプランに反映する。

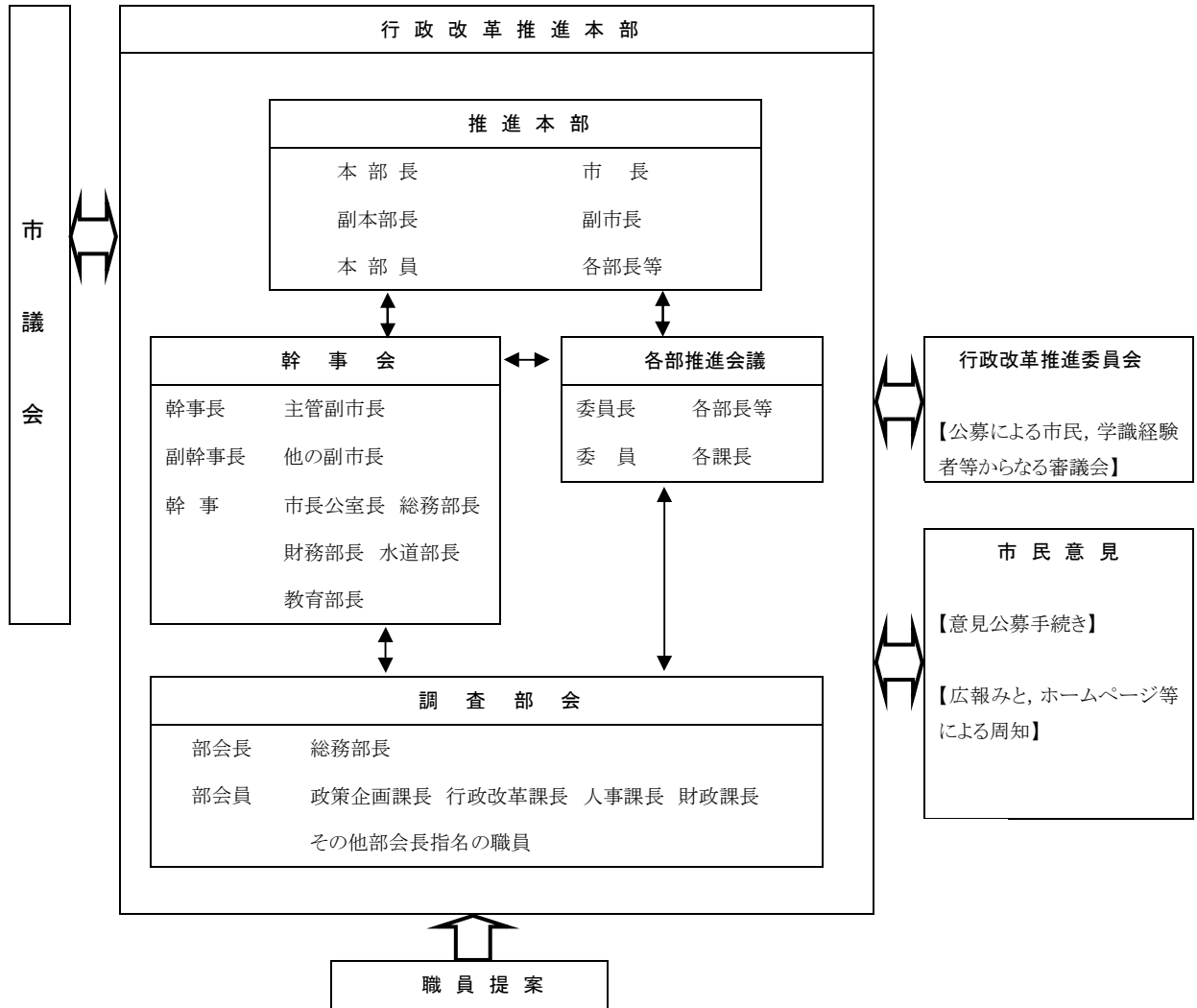
(4) 市民意見の聴取（意見公募手続の活用）

実施項目に対して広く市民の意見を反映させ、また、市民との協働を推進するとともに、市政における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に意見公募手続を行う。

(5) 市議会との協議

市議会に提出し、協議を行う。

行財政改革プラン 2016 策定の推進体制図



4 全体スケジュール

行財政改革プラン 2016 後期実施計画の策定のスケジュール

時 期	内 容
31 (元) 年 4 月下旬	調査部会 ・ 行財政改革プラン 2016 後期実施計画の策定方針 (案) について
5 月中旬	幹事会 ・ 行財政改革プラン 2016 後期実施計画の策定方針 (案) の協議
5 月下旬	行政改革推進本部 ・ 行財政改革プラン 2016 後期実施計画の策定方針の決定
6 月上旬～ 6 月下旬	行財政改革に係る職員提案の募集
6 月上旬～ 6 月下旬	各部推進会議 ・ 実施項目案の検討
7 月下旬	市議会 ・ 「現在の行革実施状況」, 「水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画の策定方針」 について
8 月上旬	調査部会 ・ 各部意見を踏まえた行財政改革プラン 2016 後期実施計画 (案) の協議
8 月下旬	幹事会 ・ 行財政改革プラン 2016 後期実施計画 (案) の協議 ・ 各部への提示
9 月上旬	行政改革推進本部 ・ 行財政改革プラン 2016 後期実施計画 (案) の策定
9 月下旬～ 1 1 月下旬	市議会 ・ 「水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画 (案)」 について
1 0 月上旬～ 1 1 月下旬	行政改革推進委員会 (諮問, 審議, 答申)
1 0 月	意見公募手続 (市民の意見聴取)
1 1 月下旬	幹事会 ・ 行財政改革プラン 2016 後期実施計画の協議
1 2 月下旬	行政改革推進本部 ・ 行財政改革プラン 2016 後期実施計画の決定
2 年 2 月	市議会 ・ 「水戸市行財政改革プラン 2016 後期実施計画」 について
4 月～	行財政改革プラン 2016 後期実施計画の実施